

産後ケア事業利用料償還払い助成金支給決定通知書の誤送付について（健康増進課）

保健福祉部健康増進課において産後ケア事業利用料償還払い助成金支給決定通知書を誤送付した事案が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過：

- (1) 令和6年12月3日（火曜日）
 - ・ 健康増進課が、A氏を含む対象者16人に、産後ケア事業利用料償還払い助成金支給決定通知書及び振込日を記載したかがみ文（以下「決定通知書等」という。）を送付した。
- (2) 同月12日（木曜日）
 - ・ A氏が助成金の振込日を確認するため健康増進課に来庁したことで、A氏に決定通知書等が届いていないことが分かる。担当者が対象者一覧を確認したところ、別人であるB氏にA氏の決定通知書等を送付していたことが判明した。
- (3) 同月13日（金曜日）
 - ・ B氏宅を訪問し、本件事案について謝罪した。A氏の決定通知書等については、すでに処分しているとのことだった。
- (4) 同月16日（月曜日）
 - ・ A氏に面会し、本件事案について謝罪するとともに、経緯及び今後の改善策を説明した。
 - ・ 残る対象者15人について、送付先に誤りがないことを確認した。

2 漏えいした情報

A氏の氏名及び助成金の支給決定額

3 漏えいの原因

- ・ 対象者一覧を作成する際、氏名検索し、目視のみで対象者を確定したため、類似する漢字の別人の住所を登録していた。
- ・ 対象者一覧と申請書に記載された内容が一致しているか、複数人による確認が徹底されていなかった。

4 再発防止措置

- ・ 電子により申請のあったものは、システムからデータ取り込みによって対象者一覧を作成する。
- ・ 紙により申請のあったものは、生年月日検索をした上、複数の職員で支給情報を確認する。
- ・ 起案決裁時に、対象者氏名、住所、内容等の確認を十分に行う。
- ・ 決定通知書とかがみ文を1枚に統合し、個人情報の記載を最低限にする。